

第4章 緑の将来像を実現するための施策

1 基本方針

緑の将来像を実現するため、次の四つの基本方針により施策を展開します。

(1) 市民とのパートナーシップに基づく緑づくりとその活用

緑のまちづくりを進めるためには、市民が自分たちのまちと緑に深い愛着と関心を持ち、自分たちの身の回りの緑を少しでも増やしていくという気持ちを持つことが大切です。市としても、さまざまな機会を通じて情報を提供するとともに学習の場を設けて、そうした市民の緑に対する意識をはぐくむように努めます。住宅地や工業地など市域の大部分を民有地が占めていることから、道路や公園などの公共施設の緑化だけでなく、市民や*NPO、企業等と市が協働で民有地の緑化に取り組むことが緑豊かなまちづくりにつながります。市としても、こうした緑化への取組や活動に対する支援を行うことにより、市民との間にパートナーシップを構築し、市民や*NPO、企業等と市が協働で緑づくりとその活用に努めます。

(2) まちの基盤をなす緑づくり

まちの基盤をなす公園緑地などの緑は、市民の日常生活におけるコミュニティの場やレクリエーションの場、災害時の避難場所になるほか、良好な景観の形成や*ヒートアイランド現象の緩和に資するなど、多くの機能をもっています。このため、公園緑地をそれぞれの機能や地域の状況に応じて整備するとともに、市街地内の幹線道路の緑化や多くの市民が利用し地域活動の核となる庁舎や学校など公共建築物の緑化を進めます。平和記念公園や中央公園を中心とした都心の公園緑地については、人々のにぎわいや活力と水辺の緑が一体となって、国際平和文化都市の顔として個性とうるおいのある雰囲気をかもし出すような緑をつくり出します。

(3) うるおいのある水辺の緑の保全と緑化

太田川をはじめとする幾筋もの川に恵まれ、また、多島美を誇る波静かな瀬戸内海に面する広島市は「水の都」とも言われています。この広島の特徴である水と緑は、周辺の街並みと溶けあって、広島固有の風景を生み出しています。今後、市民や*NPO、企業等と市が協働して、うるおいと安らぎのある水辺の緑の保全と緑化を行うことにより、「水の都ひろしま」にふさわしい環境づくりを進めます。

(4) 豊かな自然の保全と活用

広島市は、市街地周辺を青垣のごとく連なる山々に囲まれ、内陸部においては農地と山林が広がるのどかな自然環境を備えています。そして、山林は、水源のかん養、土砂災害の防止、温室効果ガスの吸収源、野生動植物の生息・生育の場、水産資源にとっても重要な水の供給源となるなど、多くの機能をもっています。この貴重な環境を都市と農村の交流の場や静かな居住の場とするため、農山村地域の緑を保全するとともに、農林業を通してその環境を維持していくことが大切です。このため、市民や*NPO、企業等と市の協働により、山林や溪谷などの自然環境を保全するとともに、市民が自然にふれることのできる場の形成を図ります。

市街地及び市街地近郊の農地は、市民への生鮮野菜の供給の場、市民が自然にふれることのできる憩いの場となるとともに、防災機能等として重要な役割を担っています。このため、緑地機能等の優れた農地を保全するとともに、市民に農業体験の場の提供を図ることで、「農」と共生した良好な都市環境の形成に努めます。

2 施策方針と施策

次に、基本方針ごとに施策方針と施策を示します。施策については、検討又は着手することが望まれるものを位置付けており、その取組を通して、必要な見直しやさらなる充実に努めます。また、今後、施策を展開していく中で、より効果的な事業実施のための見直しを行うとともに、市民からの意見・要望を踏まえながら、新たな施策の追加についても検討を進めます。

〈基本理念〉

水・緑・いのちの輝くまち ひろしま

(人と自然が共生し、水と緑とすべての命が生き生きと輝く国際平和文化都市の具現化)

〈基本方針〉

1 市民とのパートナーシップに基づく緑づくりとその活用

主に市によるもの

(1) 市民意識の醸成と市民緑化への支援の拡充

- 1 市民意識の啓発
- 2 表彰制度の充実
- 3 緑化行事などの開催
- 4 緑化団体・人材の育成
- 5 緑化推進及び緑地保全のための基金の造成と運用事業の拡大
- 6 緑化講習会などの開催

主に市民やNPO、企業等と市の協働によるもの

(2) 市民による民有地の緑化

- 7 建築物の壁面・屋上などを含む民有地の緑化
- 8 緑化重点地区での事業者による緑化の推進
- 9 緑地協定制度などの活用
- 10 建築物の壁面後退などで確保される空地への植栽による商業・業務地の緑化
- 11 工業地の緑化
- 12 記念樹の配付などによる住宅地の緑化
- 13 国境を越えた緑の交流
- 14 緑の未来への継承
- 15 被爆樹木などの樹勢の回復

(3) 平和のための市民との協働による緑の交流と継承

- 16 市民主体の公園づくりの推進
- 17 市民や企業との協働による公園の管理と利用の促進
- 18 市民や企業との協働による花壇づくりと街路樹の管理
- 19 ふれあい樹林事業の推進
- 20 保存樹・保存樹林の指定
- 21 市民との協働による森林(もり)づくりなどの推進

(4) 市民との協働による公園づくり

- 22 歩いていける住区基幹公園(街区公園・近隣公園・地区公園)の整備
- 23 魅力と親しみのある都市基幹公園(総合公園・運動公園)の整備
- 24 都市防災に役立つ公園緑地の整備
- 25 健康づくりや多様な人々の交流に役立つ公園緑地の整備
- 26 生物多様性の確保に資する公園緑地の整備
- 27 多様なレクリエーションが楽しめる公園緑地の整備
- 28 中央公園の再整備と有効活用
- 29 平和記念公園の機能強化
- 30 身近な公園再生事業の推進
- 31 安全・安心対策事業の推進
- 32 ニーズに応じた情報システムの高度化
- 33 公共建築物の緑化
- 34 豊かな街路樹の整備
- 35 緑豊かな自転車・歩行者空間の形成
- 36 街路樹の生育環境の改善
- 37 風の通り道の創造
- 38 平和記念公園・平和大通りの緑の保全と育成
- 39 緑の育成
- 40 緑のリサイクルの推進

(5) 市民との協働による緑づくりとその活用

主に市によるもの

(6) 公園緑地の整備

- 41 島しょ部の樹林や海岸の保全
- 42 臨海部の特性を生かした公園緑地の整備
- 43 臨海部における工場の緑化
- 44 河岸緑地などの整備
- 45 河岸部の特性を生かした公園緑地などの整備
- 46 水辺の緑の活用と魅力ある水辺空間づくり

(7) 既存公園の再整備と有効活用

- 47 緑地保全地域などの指定
- 48 市街地近郊の山麓部の保全
- 49 宅地開発などにおける緑の保全と緑化
- 50 水源林の育成
- 51 林業の振興による山林の保全
- 52 既存制度の活用による山林などの保全
- 53 農業の振興による農地の保全
- 54 市民の農業体験の機会の提供
- 55 既存制度の活用による農地の保全
- 56 森林公園や花みどり公園などの利用促進
- 57 ハイキングコースの利用促進とサイクリングコースなどの整備
- 58 森林にふれることのできる場の保全と活用

(8) 公共建築物や道路の緑化

- 59 緑の育成
- 60 緑のリサイクルの推進

(9) 風の通り道を生み出す水と緑のネットワークづくり

- 61 島しょ部の樹林や海岸の保全
- 62 臨海部の特性を生かした公園緑地の整備
- 63 臨海部における工場の緑化
- 64 河岸緑地などの整備
- 65 河岸部の特性を生かした公園緑地などの整備
- 66 水辺の緑の活用と魅力ある水辺空間づくり

(10) 緑の育成とリサイクルの推進

- 67 緑地保全地域などの指定
- 68 市街地近郊の山麓部の保全
- 69 宅地開発などにおける緑の保全と緑化
- 70 水源林の育成
- 71 林業の振興による山林の保全
- 72 既存制度の活用による山林などの保全
- 73 農業の振興による農地の保全
- 74 市民の農業体験の機会の提供
- 75 既存制度の活用による農地の保全
- 76 森林公園や花みどり公園などの利用促進
- 77 ハイキングコースの利用促進とサイクリングコースなどの整備
- 78 森林にふれることのできる場の保全と活用

3 うるおいのある水辺の緑の保全と緑化

主に市民やNPO、企業等と市の協働によるもの

(11) 海辺の保全と緑化

- 79 緑地保全地域などの指定
- 80 市街地近郊の山麓部の保全
- 81 宅地開発などにおける緑の保全と緑化
- 82 水源林の育成
- 83 林業の振興による山林の保全
- 84 既存制度の活用による山林などの保全
- 85 農業の振興による農地の保全
- 86 市民の農業体験の機会の提供
- 87 既存制度の活用による農地の保全
- 88 森林公園や花みどり公園などの利用促進
- 89 ハイキングコースの利用促進とサイクリングコースなどの整備
- 90 森林にふれることのできる場の保全と活用

(12) 河川を生かす緑の保全と緑化

- 91 緑地保全地域などの指定
- 92 市街地近郊の山麓部の保全
- 93 宅地開発などにおける緑の保全と緑化
- 94 水源林の育成
- 95 林業の振興による山林の保全
- 96 既存制度の活用による山林などの保全
- 97 農業の振興による農地の保全
- 98 市民の農業体験の機会の提供
- 99 既存制度の活用による農地の保全
- 100 森林公園や花みどり公園などの利用促進
- 101 ハイキングコースの利用促進とサイクリングコースなどの整備
- 102 森林にふれることのできる場の保全と活用

4 豊かな自然の保全と活用

主に市によるもの

(13) 山林・樹林の保全

- 103 緑地保全地域などの指定
- 104 市街地近郊の山麓部の保全
- 105 宅地開発などにおける緑の保全と緑化
- 106 水源林の育成
- 107 林業の振興による山林の保全
- 108 既存制度の活用による山林などの保全
- 109 農業の振興による農地の保全
- 110 市民の農業体験の機会の提供
- 111 既存制度の活用による農地の保全
- 112 森林公園や花みどり公園などの利用促進
- 113 ハイキングコースの利用促進とサイクリングコースなどの整備
- 114 森林にふれることのできる場の保全と活用

(14) 農地の保全と活用

- 115 緑地保全地域などの指定
- 116 市街地近郊の山麓部の保全
- 117 宅地開発などにおける緑の保全と緑化
- 118 水源林の育成
- 119 林業の振興による山林の保全
- 120 既存制度の活用による山林などの保全
- 121 農業の振興による農地の保全
- 122 市民の農業体験の機会の提供
- 123 既存制度の活用による農地の保全
- 124 森林公園や花みどり公園などの利用促進
- 125 ハイキングコースの利用促進とサイクリングコースなどの整備
- 126 森林にふれることのできる場の保全と活用

(15) 自然にふれることのできる場の活用

- 127 緑地保全地域などの指定
- 128 市街地近郊の山麓部の保全
- 129 宅地開発などにおける緑の保全と緑化
- 130 水源林の育成
- 131 林業の振興による山林の保全
- 132 既存制度の活用による山林などの保全
- 133 農業の振興による農地の保全
- 134 市民の農業体験の機会の提供
- 135 既存制度の活用による農地の保全
- 136 森林公園や花みどり公園などの利用促進
- 137 ハイキングコースの利用促進とサイクリングコースなどの整備
- 138 森林にふれることのできる場の保全と活用

〈施策方針〉

〈施策〉

3 施策の展開

1 市民とのパートナーシップに基づく緑づくりとその活用

(1) 市民意識の醸成と市民緑化への支援の拡充

緑のまちづくりへ積極的に取り組む市民意識の醸成を図るため、市民意識の啓発、表彰制度や緑化行事などを拡充します。

市民主体の緑のまちづくりを促進するため、緑化団体などの連携の強化や緑にかかわる人材を育成します。

緑化推進や緑地保全のための基金の運用事業の拡充により、民有地の緑化を一層促進するとともに緑化講習会などの開催により、緑に関する知識や関心を高める施策を展開します。

1 市民意識の啓発

市民や*NPO、企業等の都市緑化への参加意欲を高めるため、「*民有地緑化ガイドライン」を本市ホームページや広報紙に掲載するとともに、*市政出前講座の教材などとして活用します。また、緑のまちづくりに関する定期刊行紙の発行など緑化に関するPR活動を充実します。

さらに、公民館での花づくり講座の実施など社会教育の場の活用や、学校教育で使用するすべての生き物の生活を取りまく「環境」の状況等をまとめた副教材の作成と活用、街路樹への樹名板の設置などにより、自然との共生や保護、都市緑化の必要性に対する市民意識の啓発を行います。

2 表彰制度の充実

公園緑地関係事業に貢献した個人や団体を表彰する「広島市動植物園・公園協会賞」や広島の豊かな自然や街並みに配慮し、良好な景観の形成に貢献している建築物やまちづくり活動などを表彰する「ひろしま街づくりデザイン賞」での緑化関連部門、一般家庭、会社、学校などにおける優秀な*緑のカーテンづくりを表彰する「緑のカーテンコンクール」、公園の美化・緑化などを行うボランティアの表彰を今後も継続するとともに、花壇づくりのコンテストなど、市民が容易に参加できる表彰制度を創設します。

3 緑化行事などの開催

緑化意識の一層の向上と普及を図るため、中央公園で4月に開催している「春のグリーンフェア」や植物公園で10月に開催している「秋のグリーンフェア」については、国や県、企業、緑化団体などの協力を得ながら内容を充実するとともに、植木まつりなどへの緑化コーナーの設置を行います。

4 緑化団体・人材の育成

緑化団体間の連携を強化するとともに、組織化し、花や緑に関心のある個々の市民を受理、団体の紹介窓口となることで、市民参加の機運の醸成を図ります。また、花や緑に関する講習会を開催するなど、花づくりや緑づくりに関する団体・人材の育成に努めます。

*ひろしま市民活動支援総合情報システムなどを活用して、市民へのイベント情報などの提供に努めます。

5 緑化推進及び緑地保全のための基金の造成と運用事業の拡大

春・秋のグリーンフェアやフラワーフェスティバルでの募金活動、公共施設への募金箱の設置や企業からの寄付金募集など、幅広く財源確保の活動に取り組むとともに、新たな財源確保の方策について検討します。こうした取組により、現行の緑化推進を目的とした基金の増額や緑地保全を目的とした新たな基金のあり方など、基金の造成について総合的に検討します。

基金の事業としては、民間施設の緑化奨励補助の対象の拡大や新たな緑地保全施策の展開など、運用事業を拡大します。

6 緑化講習会などの開催

緑化講習会を公民館などで開催するとともに、地域などで行う花と緑に関する講習会に講師を派遣します。内容については、栽培技術だけでなく、緑を育てる喜びや緑のある生活の楽しさを伝えることができるようなプログラムの構成に努めます。

花や緑に関する栽培技術や知識を提供する緑の相談所を運営し、市民からの相談に常時対応するとともに、講習会などを開催します。

(2) 市民による民有地の緑化

市街地の大部分を占める民有地については、緑化推進制度の運用などにより、市民や*N P O、企業等が主体となった建築物の壁面や屋上を含めた敷地内の緑化を促進します。

また、身近に接することのできる緑を増やすため、市民への記念樹の配付や民有地緑化の支援制度により、良好な*居住環境や美しい街並みの形成を誘導します。

7 建築物の壁面・屋上などを含む民有地の緑化

既に高密度に土地利用がなされている市街地においては、緑化推進制度の運用や「*民有地緑化ガイドライン」のPRを通じて、*地球温暖化の防止と*ヒートアイランド現象の緩和やうるおいとやすらぎのある都市環境の向上などに資する建築物の壁面やベランダ、屋上の緑化を促進します。

8 緑化重点地区での事業者による緑化の推進

緑化を重点的に進める地区（緑化重点地区）を*市街化区域全域に拡大し、都市緑地法に基づく*緑化施設整備計画認定制度による事業用の緑化施設にかかる固定資産税の軽減措置の適用範囲を拡げることにより、市街地の大部分を占める民有地での事業者による緑化を促進します。

9 *緑地協定制度などの活用

地域の住民が自主的な緑のまちづくりを行う*緑地協定制度について、新規に開発される団地はもとより既存の住宅地においてもこの協定の締結を促進します。

広島東部工業団地及び広島東部流通業務団地での環境保全協定に基づく緑化や、建築基準法に基づく*建築協定の締結による緑化を促進するとともに、*地区計画制度の活用により、住宅団地でのかき・さくの生垣化や商業地などでの壁面後退と緑化を促進します。

10 建築物の壁面後退などで確保される空地への植栽による商業・業務地の緑化

快適な歩行者空間やたまり空間をつくり出し、魅力とうるおいのある商業・業務地の形

成を目指して、商業・業務ビルの敷地などでの緑化を促進します。

*景観計画や各種*景観協議制度に基づく景観誘導により緑化を促進するとともに、*総合設計制度、*一団地の総合的設計制度及び*連担建築物設計制度等により確保される空地において、適切な植樹が行われるよう指導します。

11 工業地の緑化

工場地内の労働環境の改善と周辺的生活環境の保全を目的として、工場敷地内の緑化を促進するため、緑化推進制度による緑化の義務付けの対象とならない工場や、工場立地法施行（昭和49年（1974年）改正）以前から立地している工場や事業所を対象とした本市独自の制度について検討・実施します。

12 記念樹の配付などによる住宅地の緑化

快適な*居住環境と地域の景観を形成し、身近に接することのできる緑をつくるため、記念樹の配付や*緑のカーテンづくりの推進により住宅地の緑化を促進します。

(3) 平和のための市民との協働による緑の交流と継承

平和への願いを緑に託したハナミズキの並木づくりに引き続き取り組むなど、緑の交流を進めます。

また、広島を象徴する平和記念公園の緑や被爆樹木の樹勢の回復を図るとともに、市の花であるキョウチクトウや被爆アオギリ二世の苗木配付など、緑を通じて平和都市ヒロシマのメッセージを引き続き発信し、緑の未来への継承を進めます。

13 国境を越えた緑の交流

21世紀を『平和の世紀』とする取組の一つとして、米国市民から日米友好の象徴として寄贈を受けた種子等を育てて植樹した京橋川河岸のハナミズキの並木づくりにより交流を進める「ハナミズキ2001事業」を推進するなど、世界平和への願いを託した緑の交流を推進します。

14 緑の未来への継承

修学旅行で平和記念公園を訪れた学校等に同公園のキョウチクトウ及び被爆アオギリ二世の苗木を配付する事業の展開などにより、青少年などによる植栽活動の充実に努め、平和を象徴する緑の未来への継承を進めます。

15 被爆樹木などの樹勢の回復

被爆した樹木の樹勢を回復させるため、それぞれの樹木に応じた周辺の土壌の改良などを行います。また、市民に被爆樹木の樹勢観察を呼びかけ、市民との協働による被爆樹木の保存に努めます。

平和記念公園では、今後とも土壌改良や「平和記念公園樹木いきいきボランティア」による土壌表面への木片チップの敷き均しを進め、樹勢の回復と樹木の健全な育成に努めます。

(4) 市民との協働による公園づくり

地域住民の多様なニーズに応えるとともに地域のコミュニティの形成にも資する公園とするため、市民との協働で、市民にとってより愛着のある公園づくりを進めます。
また、*指定管理者制度を活用し、民間のノウハウや発想を公園の管理に生かします。

16 市民主体の公園づくりの推進

新設の公園については、地域住民などが主体的に計画づくりの段階からかかわれるよう、*ワークショップ方式を積極的に導入し、市民との協働による公園づくりに取り組みます。

既設の公園については、地域住民が主体となった公園利用のルールづくりや特色のある施設整備など、「*身近な公園再生事業」による取組を推進します。

また、子どもが遊びを通じて様々な体験ができるよう、冒険遊び場づくりなど、子どもの遊び環境の充実を図るための取組を推進します。

17 市民との協働による公園の管理と利用の促進

地域団体が行う街区公園の清掃活動などを支援する街区公園清掃等報奨金制度を運用するとともに、*指定管理者制度を活用し、市民活動団体など多様な主体による市民が利用しやすい施設の管理に努めます。

(5) 市民との協働による緑づくりとその活用

花壇づくりに市民や*NPO、企業等と市が協働で取り組むとともに、地域のシンボルとなる美しい樹木や樹林の所有者による維持管理活動を支援します。

また、山林や農地を市民の農林業の体験の場として活用することで、その保全を図ります。

18 市民や企業との協働による花壇づくりと街路樹の管理

緑のまちづくりを進めるため、歩道などの公共施設に設置したプランターや花壇の花の植え替え、水やりなどの維持管理を、地域住民などの市民ボランティアと企業との協働により行います。

平和大通りの主要交差点部などの花壇の維持管理費を企業に提供してもらう事業を引き続き行います。

また、街路樹の管理については、市民との協働による管理を促進するための仕組みを検討します。

19 ふれあい樹林事業の推進

良好な自然環境を形成している民有緑地を保全するとともに、人が自然にふれることのできる場として活用する「ふれあい樹林事業」を推進し、緑地の市民への開放と保全を行います。

20 保存樹・保存樹林の指定

地域における自然的景観の形成に寄与している一定基準以上の樹木や樹林を都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律に基づく*保存樹・保存樹林に指定・公表するとともに、所有者の保存に対する支援を行います。

一定基準未満であっても、被爆樹など歴史的経緯があるものや地域の象徴的存在となっている名木などは、市独自の保存樹として指定します。

21 市民との協働による森林づくりなどの推進

市民一人一人がそれぞれの立場で森林づくりや農業支援などに自発的に参加できるよう、子どもたちが自分で拾った種子を育て再び山に戻す「*みどりの里親制度事業」や、市有林と周辺の農地を活用し、市民参加型の農林業体験活動を推進する「*里山あーと村の推進」など、多様な形でその機会を提供します。

また、「もりメイト育成講座」や「*里山整備士養成講座」を通じて、*森林ボランティアの育成を図ります。

2 まちの基盤をなす緑づくり

(6) 公園緑地の整備

子どもから高齢者まで広く利用され、遊び場として子どもたちの人間性をはぐくみ、住民の出会いの場として住民相互の交流や地域のコミュニティの形成にも役立つ、公園緑地の整備を進め、公園の不足地域の解消を図るとともに、公園に至る歩道の整備などに取り組みます。

また、公園緑地に求められている多様なニーズに応えるため、地域の特性を生かした公園緑地を整備します。

22 歩いていける住区基幹公園（街区公園・近隣公園・地区公園）の整備

市民の日常生活に密着した公園である住区基幹公園が不足している地区において、計画的に公園整備を進めます。新設の公園については、*ワークショップ方式を積極的に導入し、計画づくりから市民との協働による公園の整備に努めます。

整備に当たっては、周囲からの見通しを妨げない植栽、日照条件を考慮した高木の配置など、地域の安全や日照などに配慮します。

23 魅力と親しみのある都市基幹公園（総合公園・運動公園）の整備

各区に総合公園・運動公園をそれぞれ1箇所程度整備します。整備や再整備に当たっては、地域や区の特徴を踏まえた住民参加による手づくりの公園整備等について検討を行うとともに、新たな候補地の調査を行います。また、旧広島市民球場跡地を含む中央公園については、平和記念公園と連携した都心にふさわしい魅力ある公園となるよう整備します。

24 都市防災に役立つ公園緑地の整備

災害時には避難場所や救援活動の場ともなる街区公園、近隣公園、総合公園、河岸緑地などの整備を進めます。また、広域避難場所に指定される公園については、情報通信施設などの災害応急対策施設を設置し、災害に強いまちづくりに努めます。

25 健康づくりや多様な人々の交流に役立つ公園緑地の整備

高齢者、障害者を含め、すべての市民がそれぞれのライフスタイル（生活様式や生き方）に応じた健康づくりや余暇活動など様々な活動を気軽に行うことのできる公園緑地とするため、公園の*バリアフリー化を進めるとともに、健康の維持・回復のための運動施設の設置などを進めます。

26 生物多様性の確保に資する公園緑地の整備

地形や植生を生かし、野生生物の生息・生育環境であるビオトープを確保するとともに再現した場所を設けるなど、市民の自然学習などに役立つ公園緑地を整備します。

また、安佐動物公園及び植物公園については、都市化により失われつつある生態系への配慮・保護や動植物の愛護思想の普及など、社会教育の場としての施設や機能の整備・充実を図ります。

27 多様なレクリエーションが楽しめる公園緑地の整備

広域的なスポーツ交流の拠点となる広島広域公園や文化活動の拠点となる比治山芸術公園の施設や機能を充実・強化します。

花の名所となる公園や史跡中小田古墳群を活用した歴史公園など、地域の特性を生かした公園づくりを行います。

(7) 既存公園の再整備と有効活用

旧広島市民球場跡地を含む中央公園など土地利用の変化が生じる都心の大規模な公園においては、より一層魅力ある空間を目指し、再整備と有効活用に取り組みます。

平成19年(2007年)2月6日に国の名勝に指定された平和記念公園については、*原爆ドームを頂点として中央を貫く軸線上の見通しを大切にするとともに、原爆死没者慰霊碑を中心に、慰霊・鎮魂のための聖域としての静けさや雰囲気確保のため、適切な維持管理に取り組みます。

また、平和のメッセージを国内外に広めるため、平和記念公園の活用促進に向けて取り組みます。

量から質への価値観の変化やニーズの多様化等に対応するため、市民が主体となって街区公園等の再生に取り組むなど既存公園のより幅広い活用に努めます。

安全で安心なまちづくりを進めるため、定期的な清掃や点検を行うとともに、安全性などの確認だけでなく利用上の問題点などの発見に努め、公園の快適性の維持・向上を図ります。

市民や*NPO、企業等のニーズに応じた質の高い情報の集積・受発信と*ICT利活用の促進などに取り組み、公園使用などに係る各種手続きへの*電子申請の導入や、ホームページの*コンテンツの充実を図ります。

28 中央公園の再整備と有効活用

旧広島市民球場跡地は、環境にやさしい緑地空間として整備し、中央部分に設ける市民広場を中心に、大小様々なイベントを行うことにより、年間を通じてにぎわいのある空間として有効活用を図ります。

ファミリープールや芝生広場など中央公園内の各施設についても、新たなにぎわいづくりについて検討します。

こうした再整備や有効活用により、公園に本来期待される「くつろぎ空間」の充実に加え、新たな「にぎわい空間」の創出に取り組み、平和記念公園と連携した都心にふさわしい機能を有する魅力ある公園とします。

29 平和記念公園の機能強化

照明灯の増設や修学旅行生等への説明・案内施設の整備等、環境改善に取り組み、平和の聖地にふさわしい都市公園としての機能の強化を図ります。

30 *身近な公園再生事業の推進

既存の公園の有効利用を図るため、地域住民が主体となった公園利用のルールづくりや特色のある施設整備など、身近な公園の再生に向けた取組を推進します。

31 安全・安心対策事業の推進

子どもや高齢者をはじめ誰もが安全で安心な公園を利用することができるよう、*公園施設の長寿命化計画を策定し、公園施設の適切な維持管理に努めるとともに、老朽化し危険な施設の更新や施設の*バリアフリー化を進めます。

32 ニーズに応じた情報システムの高度化

市民がインターネット経由で容易に公園使用などに係る各種手続きが行える*電子申請の導入について検討します。また、公園施設に関する本市ホームページの*コンテンツの充実を図ります。

(8) 公共建築物や道路の緑化

庁舎や学校などの公共建築物は、多くの市民が利用し地域活動の核となる施設であることから、市街地における緑の拠点として位置付け、質・量ともに民間建築物の模範となるよう、壁面や屋上も含めた敷地内の緑化を進めることにより、緑化の先導的役割を果たします。

また、美しい都市景観づくりと道路交通の快適性を向上させるため、自然な姿での街路樹の育成に努めるなど、自然環境や生態系との調和に配慮した道路の緑化を進めます。

特に市街地内の幹線道路は、良好な景観の形成に大きな役割を担っているため、一層の緑化を進めます。

33 公共建築物の緑化

庁舎・文化施設は、敷地内の空地には可能な限り緑を導入し、前庭などでの量感と季節感のある緑化や、コーナー部への重点的な高木植栽など、市民が親しめる空間とするとともに地域のシンボルとなる緑化を行います。

学校・幼稚園は、快適な教育環境の確保に向けた施設の充実を図るため、校庭の緑化や芝生化、校舎の壁面緑化を進めます。

市営住宅は、建て替えなどに当たって、ゆとりとうるおいのある住環境にするための緑化を進めるとともに、浄水場、下水処理場、ポンプ場、ごみ焼却場などにおいては、敷地周囲の植栽により周辺地域の環境の改善と美観の向上に役立てます。

34 豊かな街路樹の整備

道路景観と沿道環境の改善を図るため、新設・改良される幹線道路の歩道部、中央分離帯等において、植栽可能な部分への植栽を進めます。既存の道路の歩道部においても、歩行者などの安全かつ快適な交通を確保しながら、植栽可能な部分への植栽に努めます。植栽に当たっては、高木の植栽に努め、緑あふれる道路をつくります。

樹種の選定に当たっては、沿道環境に応じ、路線や一定区間ごとに統一するとともに、高架下の空間はツタなどの生育可能な植物を用いて緑化に努めます。

35 緑豊かな自転車・歩行者空間の形成

並木の形成、広幅員の歩道や歩行者の滞留スペースなどの整備、沿道建築物の前面緑化との一体化などにより、緑豊かな安全で快適な自転車・歩行者空間の整備に努めます。交差点や橋詰め広場は景観の向上を図る上で効果的な場所であり、歩行者などの安全を確保し、コーナー部などにおいて植栽可能な部分への植栽を行います。

*デルタ市街地においては、河岸緑地との連携により、回遊性があり緑あふれる安全で快適な空間を形成します。

住宅地や商店街においては、歩道の整備に合わせて、日常生活に密着した緑あふれる快適な空間を形成します。

36 街路樹の生育環境の改善

電線類の地中化により架空電線をなくすことによって街路樹の育成空間を確保します。また、歩道の植樹樹の改良や透水性舗装の推進などにより、樹木に必要な水分の供給など土壌条件の改善を図ります。

街路樹のせん定に当たっては、ビルなど沿道建築物とのバランスや道路照明、道路標識などとの共存に配慮し、大きく成長させることができる場所では枝葉の切り詰めを最小限とし、自然な姿での育成に努めます。

(9) 風の通り道を生み出す水と緑のネットワークづくり

風の通り道となる河川、道路、公園緑地などの公共のオープンスペースの保全・創出により、水と緑のネットワークの形成を図ります。

37 風の通り道の創造

市街地の*ヒートアイランド現象の緩和の機能も有する風の通り道となる河岸緑地や道路などのオープンスペースの緑化の推進に取り組み、水と緑のネットワークの形成を図ります。

38 平和記念公園・平和大通りの緑の保全と育成

本市を象徴する貴重な緑地である平和記念公園や平和大通りは、*デルタ市街地内の風の通り道の核となっており、豊かな樹林を構成している緑の適正な保全と育成を図ります。

平和記念公園については、平成18年(2006年)3月に策定した「平和記念施設保存・整備方針」に基づき、平和記念資料館・原爆死没者慰霊碑方面からの原爆ドーム中央部への見通しを確保するとともに、樹木の樹勢回復を進めるなど適切な維持管理に努めます。

平和大通りについては、フラワーフェスティバルやドリミネーションといった本市の一大イベントが行える空間として有効に活用しながら、平成14年(2002年)10月に策定した「道づくりから街づくりへ」をテーマとする平和大通りリニューアル事業の基本方針に基づき、*平和を象徴する樹木の保全に努めるとともに、歩きやすく憩える空間づくりを進めます。

(10) 緑の育成とリサイクルの推進

緑の適正な育成と施設の維持管理に努めるとともに、樹木のせん定や伐採、草刈りにより生じる植物発生材の堆肥化など*循環型社会の実現を目指し、緑のリサイクルを推進します。

39 緑の育成

公園緑地や道路などの緑の適正な育成を図るため、樹木の維持管理の重要性、せんだの基本的な考え方や留意事項を示した「道路・公園緑化ガイドライン」により、きめ細やかな育成に努めます。

40 緑のリサイクルの推進

公園の再整備や道路整備などで支障となる樹木を再利用するため、仮植場となる筒瀬グリーンバンク広場（仮称）を整備します。また、従来、廃棄物として処理されていた樹木せんだ枝を土壌改良材として再利用するなど、環境への負荷の低減に配慮します。

3 うるおいのある水辺の緑の保全と緑化

(11) 海辺の保全と緑化

良好な自然環境を有する海岸の保全を図るとともに、臨海部の特性を生かした公園緑地の整備、臨海部の工場緑化の促進などの新たな施策を展開し、海岸部に緑をつくり、市民が海にふれることのできる場を拡大します。

41 島しょ部の樹林や海岸の保全

瀬戸の島々の風景は、広島海への景観の重要な構成要素になっており、島しょ部の樹林や自然海岸の保全を図ります。

また、海の水質保全等に取り組み、海の生物の生息・生育環境の確保を図ります。

42 臨海部の特性を生かした公園緑地の整備

臨海部に位置する元宇品公園については、広島海への玄関となる宇品・出島地区の景観形成に重要な位置を占め、また貴重な植生や自然海岸を有しており、散策や休憩など市民が身近に自然にふれることのできる場としての保全・活用を図ります。

また、五日市地区の臨海部において、港湾緑地の計画的な整備を促進し、海岸線の市民への開放を図ります。

43 臨海部における工場の緑化

臨海部における大規模な面積を有する工場の敷地内において、各企業が緑化を積極的に進めることができる仕組みをつくり、水辺と一体となった緑の環境をつくり出すとともに、海岸部の景観の向上を図ります。

(12) 河川を生かす緑の保全と緑化

良好な自然環境を有する河岸の保全に努めるとともに、水と緑のネットワークの根幹をなす河岸緑地やレクリエーションの場としての太田川緑地の整備、河川環境の整備を推進します。

また、河岸緑地などが市民や観光客にとってより魅力的なものとなるよう、その活用を図ります。

44 河岸緑地などの整備

太田川の5本の市内派川（太田川放水路を除く。）を対象として、引き続き河岸緑地の整備に取り組みます。整備に当たっては、緑の帯が連続するよう*郷土樹種の常緑高木を主体とすることを基本としつつ、特徴として川ごとにその川を象徴するような花木なども植栽します。道路で分断される箇所については、橋の架け替えなどの機会を捉え、橋の下に通路を確保するよう努めます。

45 河岸部の特性を生かした公園緑地などの整備

河川区域内や河川に隣接した場所を公園として整備する場合には、河岸部の特性を生かした親水性のある公園としての整備に取り組みます。

太田川高水敷は、数少ない都市部の自然的空間であり、山手橋から新庄橋までは、既に太田川緑地として整備しており、引き続き新庄橋から上流の太田川橋までの間も太田川緑地としての整備に取り組みます。

また、瀬野川高水敷の整備や、自然環境と調和した河川整備を進め、水にふれることのできる河川環境づくりに取り組みます。

46 水辺の緑の活用と魅力ある水辺空間づくり

太田川の6本の市内派川の水辺をより魅力的な空間とするため、河岸緑地などを利用したオープンカフェの設置やコンサートなどのイベントの実施、新たな水辺の魅力づくりなどにより、うるおいとにぎわいの創出を図ります。

実施に当たっては*「水の都ひろしま」構想に基づき、引き続き猿猴川広島駅南口周辺地区や京橋川地区、旧太田川（本川）・元安川地区、太田川放水路地区（*「水の都ひろしま」構想における四つのモデル地区）において重点的に取り組みます。

4 豊かな自然の保全と活用

(13) 山林・樹木の保全

開発等により消失してしまう可能性が高い民有緑地を*緑地保全地域などに指定するとともに、市街地近郊の山麓部の保全や宅地開発などにおける緑の保全、水源林の育成、林業の振興など、ひろしまの森づくり県民税などを活用した取組により、山林・樹木の保全を図ります。

47 *緑地保全地域などの指定

良好な自然環境を形成している民有緑地で、このまま放置すれば開発等により消失してしまう可能性が高い緑地を積極的に保全するため、都市緑地法に基づく*緑地保全地域及び*特別緑地保全地区の指定に取り組みます。

48 市街地近郊の山麓部の保全

市街地近郊の山麓部について、ひろしまの森づくり県民税の活用などにより、健全な森林の育成と保全に取り組むとともに、ボランティアによる里山整備などの自主的活動に*里山整備士を派遣するなど、その活動を支援します。

49 宅地開発などにおける緑の保全と緑化

宅地開発の計画に対しては、緑化及び緑地保全に関する施策や計画に整合させるよう指導します。また、防災や緑地の保全、生物多様性の確保の観点から、開発地の地区計画を策定し、開発地に残された樹林を保全します。

一定規模以上の開発事業などを行う場合、事業者自らが、その事業の実施が環境に及ぼす影響をあらかじめ調査、予測、評価し、その結果を公表して、これに対する市民や専門家の意見を聞くことにより、環境に配慮した事業とするよう、*環境影響評価制度の活用による適正な開発の誘導を図ります。

宅地造成などで発生する芝草だけの法面は、*郷土樹種の高木（苗木）を植栽することなどにより、早期の樹林回復に努めます。

50 水源林の育成

水源かん養の効果の高い山林を対象に、市が土地所有者に代わって造林・育林を行うとともに、太田川源流域におけるモデル水源林の整備や（財）広島県農林振興センターが行う事業への参画により、水源林の育成を行います。

水の問題は流域やその恩恵を受ける地域全体で取り組む必要があることから、周辺市町等との連携の強化を図りながら、水源林の育成に取り組めます。

51 林業の振興による山林の保全

森林の有する木材生産機能に加え、水源かん養や二酸化炭素の吸収、山地災害防止機能など公益的機能を発揮させるため、活力ある森林の育成を基本に、林道などの林業基盤の整備、森林資源の保全・保護、林業の担い手育成など、林業の振興を図ることにより、山林の保全に努めます。また、広葉樹造林や複層林施業など人と野生生物が共存できる多様な森林整備に努めます。

52 既存制度の活用による山林などの保全

山林などは、様々な法制度により保全されてきており、今後ともその活用を図ります。

主な法制度

- 一 自然公園法（国立公園）、広島県立自然公園条例（広島県立自然公園）、広島県自然環境保全条例（県自然環境保全地域・緑地環境保全地域）、森林法（保安林）、文化財保護法（史跡・名勝・天然記念物）

(14) 農地の保全と活用

地産地消の推進、多様な担い手の育成、市民が気軽に「農」にふれることのできる*市民菜園の開設などにより、緑地機能等の優れた農地の保全・活用を図ります。

53 農業の振興による農地の保全

ほ場などの農業基盤の整備、農家や一般市民も含めた担い手の育成、付加価値の高い農業の展開などを図るとともに、自然生態系への配慮や環境にやさしい農法の開発・普及に努めます。また、耕作条件が厳しい急傾斜地などにある農地については、*中山間地域等直接支払制度の活用などにより保全を図ります。

さらに、市街地や市街地近郊の農地についても、消費地近接の利点を生かした農業生産

機能を中心に、自然にふれることのできる憩いの場、防災機能などといった緑地機能等の優れた農地の保全に努めます。

54 市民の農業体験の機会の提供

市街地や市街地近郊の農地で初心者でも気軽に野菜づくりを行える「*市民体験農園」や「*市民菜園」、郊外のゆったりとした区画で農作業を楽しめる「*市民農園」などにより、市民が気軽に「農」にふれることのできる機会を提供します。

また、都市と農村住民協働による農業・農村体験などの交流事業を通じ、農地の活用を促進します。

55 既存制度の活用による農地の保全

農地の保全を図る農地法や農業振興地域の整備に関する法律など関連法に基づき、市内農地の保全に努めます。

(15) 自然にふれることのできる場の活用

森林公園や憩の森など良好な自然環境を有する施設の適正な維持管理に努めるとともに、市民が自然にふれることのできる場としての活用を図ります。

市と土地所有者とボランティア等が協働して緑地保全に取り組む「*ふれあい樹林制度」により、ボランティアによる維持管理活動を支援するとともに、市民が自然にふれることのできる場を提供します。

56 森林公園や花みどり公園などの利用促進

森林公園や花みどり公園、木の宗山や権現山などの憩の森（市有林などを活用した森林体験の場）を適切に管理するとともに、市民の利用促進を図ります。

57 ハイキングコースの利用促進とサイクリングコースなどの整備

市民が緑にふれることのできるハイキングコースの適切な管理を行うとともに、市民の利用促進を図ります。

美しい風景や豊かな自然に親しめるサイクリングコースなどの整備については、実現するための方策を検討します。

58 森林にふれることのできる場の保全と活用

良好な自然環境を形成している民有緑地を保全するとともに、人が自然にふれることのできる場として活用する「ふれあい樹林事業」を推進します。

地域との交流を深めながら、森を歩き美しい自然を知る森巡りコースを整備するとともに、広島の魅力として広く紹介し、利用の促進を図ります。

南原峡や白木山などの多様な植物群落や野生生物の生息地を有する地域は、市民の自然観察の場として活用するとともに、自然環境の保全に努めます。